

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 3 月 29 日 (金) 第 502 号 の 5



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 規

## 則

○県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (自然保護課取扱い) 1

## 規 則

県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

## 鹿児島県規則第13号

県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

県立自然公園条例施行規則 (昭和33年鹿児島県規則第112号) の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 6 号 中 「給油施設」 の次に「その他の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

(公園計画の変更の提案に係る添付書類)

第 2 条 の 2 条 例 第 6 条 の 2 第 1 項 に規定する規則で定める書類は、次に掲げる事項を記載した書類とする。

- (1) 条例第 6 条 の 2 第 1 項 の規定による提案 (以下この条において「提案」という。)を行う協議会 (条例第 13 条 の 2 第 1 項 又は 条 例 第 28 条 の 2 第 1 項 に規定する協議会をいう。以下この条において同じ。)を組織した市町村
- (2) 提案を行う協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
- (3) 提案の理由

2 知事は、前項各号に掲げるもののほか、提案を踏まえた公園計画の変更又は公園計画の変更に係る申出に関し必要があると認めるときは、当該提案をした協議会に対し、当該提案に係る場所及びその周辺の風致若しくは景観の状況若しくは特質又は当該提案に係る自然公園の利用の状況を記載した書類その他の必要な書類の提出を求めることがある。

第 4 条 第 3 項 但し書中「第 8 号まで」の次に「, 第 11 号」を、「除く」の次に「とともに、行為の規模が大きいため、第 3 号から第 5 号まで及び第 10 号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる」を加え、同項第 3 号及び第 4 号中「以上」を「程度」に改め、同項第 5 号中「以上の各階平面図」を「程度の各階平面図」に、「, 構造図,」を「及び」に改め、「及び給排水計画図」を削り、「以上の配置図」を「程度の配置図」に改め、同項第 7 号中「並びに支出の総額及びその」を「及び支出の総額及び」に改め、同項第 8 号中「事業資金」を「工事の施行を要する場合にあつては、事業資金」に改め、同項第 10 号中「以上」を「程度」に改め、同条に次の 2 項を加える。

4 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第 8 条 第 2 項 の協議又は同条第 3 項 の認可に関し必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺 1,000 分の 1 程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることがある。

5 前 2 項 の書類の添付については、第 1 項 の規定の例による。

第 5 条 第 1 号 中 「に掲げる事項」を「又は第 5 号に掲げる事項の変更 (同号に掲げる事項の

変更にあつては、第2条第3号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けようとするものを除く。)に改め、同条第2号を次のように改め、同条第3号から第5号までを削る。

(2) 前条第2項第1号から第3号までに掲げる事項の変更（同項第1号に掲げる事項の変更にあつては公園施設の規模、色彩又は形態の変更を伴わないものに限る。）

第6条に次の1項を加える。

3 知事は、前項に定めるもののほか、条例第8条第6項の協議又は認可に関し必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺1,000分の1程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることがある。

第8条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第10条第2項」を「第10条第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項を同条第4項とし、同条第1項中「第10条第1項」を「第10条第2項」に改め、「同項に規定する」を削り、同項を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

条例第10条第1項の承認を受けようとする者は、譲渡承継による公園事業の承継承認申請書（別記第3号様式の2）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 譲受人が個人の場合にあつては、譲受人の住民票の写し

(2) 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書

(3) 第4条第3項第3号、第4号及び第12号に掲げる書類

(4) 譲受人が行う公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他譲受人が公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類

(5) 第2条第3号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、譲受人が譲り受けた後に特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類

(6) 譲渡及び譲受けに係る譲渡人及び譲受人の意思の決定を証する書類

第11条から第15条までを次のように改める。

（自然公園における協議会の公表）

第11条 条例第13条の2第4項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 協議会（条例第13条の2第1項に規定する協議会をいう。第13条及び第15条において同じ。）の名称及び構成員の氏名又は名称

(2) 協議の対象となる利用拠点区域

2 条例第13条の2第4項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（利用拠点整備改善計画の認定の申請）

第12条 条例第13条の3第1項の規定による認定の申請（以下この条において「認定の申請」という。）をしようとする者は、利用拠点整備改善計画に係る認定申請書（別記第7号様式の2）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、区域の規模が大きい場合にあつては、当該区域の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

(1) 計画区域の位置を明らかにした縮尺25,000分の1程度の地形図

(2) 計画区域及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真

(3) 条例第8条第2項の協議又は同条第3項の認可を要する条例第13条の3第2項第4号に規定する利用拠点整備改善事業（以下この条及び次条において「利用拠点整備改善事業」という。）に関する次に掲げる書類（運輸施設に関する公園事業に係る利用拠点整備改善事業にあつてはアに掲げる書類、市町村が執行する公園施設に関する公園事業に係る利用拠点整備改善事業にあつてはアに掲げる書類のうち第4条第3項第3号及び第4号に掲げる

書類に限る。)

ア 第 4 条第 3 項第 1 号から第 4 号まで、第 6 号、第 12 号及び第 13 号に掲げる書類

イ 公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類

(4) 条例第 8 条第 6 項の協議又は認可を要する利用拠点整備改善事業に関する第 4 条第 3 項第 3 号及び第 4 号に掲げる書類並びに公園事業の変更に係る前号ア及びイに掲げる書類(同項第 3 号及び第 4 号に掲げる書類を除く。)

(5) 条例第 18 条第 3 項の許可を要する利用拠点整備改善事業に関する第 16 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる図面

(6) 条例第 20 条第 1 項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業に関する第 16 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる図面

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第 13 条の 3 第 4 項の規定による認定に関し必要があると認めるときは、当該認定の申請をした者に対し、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が条例第 13 条の 3 第 4 項各号に適合することを確認するために必要な書類の提出を求めることがある。

(利用拠点整備改善計画の記載事項)

第 13 条 利用拠点整備改善事業の実施主体の記載は、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつてはその名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を明示してするものとする。

2 条例第 13 条の 3 第 2 項第 8 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 利用拠点整備改善計画の名称

(2) 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

(3) 利用拠点整備改善計画に係る事務の実施体制

(4) 条例第 18 条第 3 項の許可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、当該許可を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法

(5) 条例第 20 条第 1 項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、当該届出を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法

(6) その他参考となるべき事項

(認定を受けた利用拠点整備改善計画の公表)

第 14 条 条例第 13 条の 3 第 6 項(条例第 13 条の 4 第 3 項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(利用拠点整備改善計画の軽微な変更)

第 15 条 条例第 13 条の 4 第 1 項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 利用拠点整備改善事業の実施主体が個人にあつては氏名又は住所の変更、法人にあつてはその名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名の変更

(2) 利用拠点整備改善事業の実施時期の変更

(3) 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の構成員の変更又は当該協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更

(4) 第 5 条各号に掲げる変更

(5) 計画期間の変更

(6) 前各号に掲げるもののほか、変更後の利用拠点整備改善計画が条例第 13 条の 3 第 4 項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更

第 16 条第 2 項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該行為の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

第 16 条第 2 項第 1 号及び第 2 号中「以上」を「程度」に改め、同項第 3 号中「以上」を「程度」に改め、「構造図」を削り、同項第 4 号中「以上」を「程度」に改め、同条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前項」を「第 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第 18 条第 3 項の許可に関し必要があると認め

るときは、当該許可の申請をした者に対し、縮尺1,000の1程度の構造図その他の必要な書類の提出を求めることがある。

第16条の2の次に次の1条を加える。

(特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為)

第16条の3 条例第18条第3項第18号の規則で定める行為は、知事が指定する道路（主として歩行者の通行の用に供するものであつて、舗装がされていないものに限る。）において車馬を使用することとする。

第17条中「第18条第7項第4号」を「第18条第7項第5号」に改め、同条第4号中「距離に」の次に「あつて、かつ、その水平投影面積が1,000平方メートル以下で」を、「こと」の次に「（改築又は増築にあつては、改築又は増築後において、その水平投影面積が1,000平方メートル以下であるものに限る。）」を加え、同条第10号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同条第15号中「巣箱」を「野生鳥獣の保護増殖のための巣箱」に改め、同条第19号中「ものに」の次に「限り、かつ、増築部分の最高部と最低部の高さの差が2メートル以下であるものに」を加え、同条第20号中「を既存の規模を超えない範囲（径の変更を除く。）で張り替えること（色彩の変更を伴わない）を」（以下「電線等」という。）を改築すること又は既存の電線等に沿つて電線等を新築若しくは増築すること（既存の電線等の色彩と同等と認められる）に改め、同条第21号から第23号までを次のように改める。

(21) 既存の電線等に附帯する工作物を新築、改築又は増築すること（既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。）。

(22) 変圧器その他の電柱に附帯する設備を改築又は増築すること（当該電柱の高さを超えないものに限る。）。

(23) 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線又は通信ケーブル及び引込みに要する設備を設置すること。

第17条第24号中「又は農作物」を「、農作物、森林又は生態系」に改め、同条第25号中「防除」の次に「又は保安」を加え、同号の次に次の2号を加える。

(25)の2 知事が指定する地域以外の地域において既存の建築物の屋根面に太陽光発電施設（当該施設の色彩及び形態が、自然公園の風致の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が指定する色彩及び形態であるものに限る。）を設置すること。

(25)の3 県が、自然公園の保護又は適正な利用の推進のために人の立入りを防止するための柵又は当該公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物（高さが3メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が3平方メートル以下であるものに限る。）を新築し、改築し、又は増築すること。

第17条第27号中「木竹の」を「木竹（条例第18条第3項第11号の知事が指定する植物（以下「採取等規制植物」という。）であるものを除く。）を」に、「を行うこと」を「すること」に改め、同号の次に次の2号を加える。

(27)の2 生業の維持のため、必要な範囲内で竹（高さが50センチメートル以内のものに限る。）を伐採すること。

(27)の3 施設又は設備の維持管理を行うため必要な範囲内で竹（高さが3メートル以内のものに限る。）を伐採すること。

第17条第30号中「又は電線路の維持」を削り、同号の次に次の2号を加える。

(30)の2 電線路の維持に必要な範囲内で木竹を伐採すること。

(30)の3 道路（主として歩行者の通行の用に供するものを除く。）、鉄道又は軌道の交通の障害となる木竹を伐採すること。

第17条第32号及び第33号を次のように改める。

(32) 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。

(33) 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。

第17条第35号中「木竹」の次に「（採取等規制植物であるものを除く。次号において同じ。）」を加え、同条第44号を次のように改める。

(44) 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

第17条中第46号を削り、第45号を第46号とし、第44号の次に次の1号を加える。

(45) 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

第17条第59号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同条第68号中「の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖」を「又は野生動植物の保護管理」に改め、同条第69号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同条中第70号を削り、第71号を第70号とし、第72号から第81号までを1号ずつ繰り上げ、同条第82号中「にある植物で条例第18条第3項第11号の規定により知事が指定するもの」を「において採取等規制植物」に改め、同号を同条第81号とし、同号の次に次の1号を加える。

(82) 農業を営むために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。

第17条第83号を次のように改める。

(83) 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。

第17条第83号の次に次の2号を加える。

(83)の2 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で当該採取等規制植物を損傷すること。

(83)の3 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体実施するものであつて、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が、知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、特定外来生物である植物（木竹を除く。）を採取し、又は損傷すること。

第17条第90号から第94号までを削り、同条第95号中「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る」を「国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体実施するものであつて、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が、知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、」に改め、同号を同条第90号とし、同条中第96号を第91号とし、第97号を削り、第98号を第92号とし、第99号を削り、第100号を第93号とし、第101号及び第102号を削り、第103号を第94号とし、第104号から第118号までを9号ずつ繰り上げ、第119号を削り、第120号を第110号とし、第121号から第135号までを10号ずつ繰り上げ、第136号を第126号とし、同号の次に次の7号を加える。

(127) 公園管理団体が行う条例第36条第1項各号及び同条第2項各号に掲げる業務のために必要な行為であつて、その行為の内容及び実施期間を記載した書面が14日前までに知事に提出されたものを行うこと。

(128) 自然公園において絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る行為として、条例第18条第3項各号に掲げるものを行うこと。

(129) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等の実施のために必要な行為として、条例第18条第3項各号に掲げるものを行うこと。

(130) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除の実施のために必要な行為として、条例第18条第3項各号に掲げるものを行うこと。

(131) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条の2第1項から第5項までの規定による保全事業の実施のために必要な行為として、条例第18条第3項各号に掲げるものを行うこと。

(132) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定により、知事の許可に係る行為として、条例第18条第3項各号に掲げるものを行うこと。

(133) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第1項の規定による指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、条例第18条第3項各号に掲げるものを行うこと。

第17条中第137号を第134号とし、第138号を第135号とする。

第20条中「第20条第7項第4号」を「第20条第7項第5号」に改め、同条第1号中「第25号」を「第25号の3」に、「第71号まで又は第106号若しくは第107号」を「第70号まで、第97号、第98号又は第127号から第133号まで」に改め、同条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 地表から1メートル以下の高さで、広告物等（表示面の面積が1平方メートル以下であるものに限る。）を設置すること（同一敷地内又は同一場所内における広告物等の表示

面の面積の合計が 5 平方メートル以下の場合に限る。)

第 20 条中第 18 号を削り、第 19 号を第 18 号とし、第 20 号を第 19 号とし、第 21 号を第 20 号とし、同条に次の 1 号を加える。

(2) 前条第 1 号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の新築、改築又は増築に附帯する行為

第 20 条の 3 第 1 項中「及び第 3 項」を「及び第 4 項」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。  
（野生動物の生態に影響を及ぼす行為）

第 20 条の 3 の 2 条例第 24 条第 1 項第 3 号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 野生動物（条例第 24 条第 1 項第 3 号に規定する野生動物をいう。次号において同じ。）に餌を与えること。

(2) 野生動物に著しく接近し、又はつきまとうこと。

第 20 条の 9 の次に次の 5 条を加える。

（協議会の公表）

第 20 条の 9 の 2 第 11 条の規定は、条例第 28 条の 2 第 3 項で準用する条例第 13 条の 2 第 4 項の規定による公表について準用する。この場合において、第 11 条第 1 項第 1 号中「条例第 13 条の 2 第 1 項に規定する協議会をいう。第 13 条及び第 15 条において同じ」とあるのは、「条例第 28 条の 2 第 1 項に規定する協議会をいう。第 20 条の 9 の 4 及び第 20 条の 9 の 6 において同じ」と、同項第 2 号中「利用拠点区域」とあるのは「自然公園の区域」と読み替えるものとする。

（自然体験活動促進計画の認定の申請）

第 20 条の 9 の 3 条例第 28 条の 3 第 1 項の規定による認定の申請（以下この条において「認定の申請」という。）をしようとする者は、自然体験活動促進計画に係る認定申請書（別記第 13 号様式）を、知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、区域の規模が大きいため、第 1 号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該区域の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

(1) 計画区域の位置を明らかにした縮尺 25,000 の 1 程度の地形図

(2) 条例第 18 条第 3 項の許可を要する自然体験活動促進事業に関する第 16 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる図面

(3) 条例第 20 条第 1 項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業に関する第 16 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる図面

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第 28 条の 3 第 3 項の規定による認定に関し必要があると認めるときは、当該認定の申請をした者に対し、当該申請に係る自然体験活動促進計画が同項各号に適合することを確認するために必要な書類の提出を求めることがある。

（自然体験活動促進計画の記載事項）

第 20 条の 9 の 4 自然体験活動促進事業の実施主体の記載は、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつてはその名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を明示してするものとする。

2 条例第 28 条の 3 第 2 項第 6 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 自然体験活動促進計画の名称

(2) 自然体験活動促進計画を作成した協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

(3) 自然体験活動促進計画に係る事務の実施体制

(4) 条例第 18 条第 3 項の許可を要する自然体験活動促進事業にあつては、当該許可を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法

(5) 条例第 20 条第 1 項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業にあつては、当該届出を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法

(6) 計画区域における適正な利用に係る啓発に関する事項

(7) その他参考となるべき事項

（認定を受けた自然体験活動促進計画の公表）

第 20 条の 9 の 5 条例第 28 条の 3 第 5 項（条例第 28 条の 4 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（自然体験活動促進計画の軽微な変更）

第 20 条の 9 の 6 条例第 28 条の 4 第 1 項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 自然体験活動促進事業の実施主体が個人にあつては氏名又は住所の変更，法人にあつてはその名称，主たる事務所の所在地又は代表者の氏名の変更
- (2) 自然体験活動促進事業の実施時期の変更
- (3) 自然体験活動促進計画を作成した協議会の構成員の変更又は当該協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更
- (4) 計画期間の変更
- (5) 前各号に掲げるもののほか，変更後の自然体験活動促進計画が条例第 28 条の 3 第 3 項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更

第 20 条の 12 の次に次の 1 条を加える。

（公園管理団体となることができる法人）

第 20 条の 12 の 2 条例第 35 条第 1 項に規定する規則で定める法人は，会社又は森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）に規定する森林組合とする。

第 20 条の 13 第 2 号中「第 36 条各号に掲げる業務」を「第 36 条第 1 項各号及び同条第 2 項各号に掲げる業務（同項各号に掲げる業務にあつては，当該公園管理団体の業務として行うものに限る。以下同じ。）」に改め，同条第 3 号中「第 36 条各号」を「第 36 条第 1 項各号及び同条第 2 項各号」に改め，同条第 4 号中「営利を目的としないことその他条例第 36 条各号」を「条例第 36 条第 1 項各号及び同条第 2 項各号」に改め，同条に次の 1 号を加える。

- (5) 会社又は森林組合にあつては，国立公園若しくは国定公園の植生の保全その他の自然の風景地の保護に資する活動又は主として歩行者の通行の用に供する道路その他の施設の補修その他の維持管理に係る実績を有していること。

第 21 条第 1 項中「第 14 条第 2 項」を「第 14 条第 3 項，第 22 条第 3 項，第 24 条第 3 項，第 28 条の 6 第 2 項及び第 41 条第 4 項」に，「別記第 13 号様式」を「別記第 14 号様式」に改め，同条第 2 項から第 4 項までを削る。

第 22 条中「別記第 17 号様式」を「別記第 15 号様式」に改める。

別記第 1 号様式中「供用期間 月 日から 月 日まで」を「供用期間 月 日から 月 日まで」に改め，同様式注 1 中「第 8 号まで」の次に「，第 11 号」を加え，同様式注 1 の(2)中「及び収支予算書」を「並びに収入及び支出の総額及び内訳を明らかにした収支予算書」に改め，同様式注 2 の(5)中「以上」を「程度」に改め，同様式注 7 中「こと。」の次に「ただし，運輸施設に関する公園事業にあつては，直営又は委託の別，料金徴収の有無，通年供用又は季節供用の別のみ記入すること。」を加える。

別記第 2 号様式中「又は経営方法」を「又は経営の方法」に改め，同様式注 1 中「第 12 号及び」を「第 4 条第 3 項第 11 号及び第 12 号並びに」に改め，同様式注中 8 を 9 に改め，7 を 8 に改め，6 を 7 に改め，5 の次に次のように加える。

- 6 「公園施設の管理又は経営の方法」の各欄には，次の事項を記入すること。ただし，運輸施設に関する公園事業にあつては，直営又は委託の別，料金徴収の有無，通年供用又は季節供用の別に係る変更のみ記入すること。
  - (1) 直営又は委託の別。委託する場合にあつては，受託者の氏名及び住所（受託者が法人の場合にあつては，名称，主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
  - (2) 料金徴収の有無。料金を徴収する場合にあつては標準的な額
  - (3) 通年供用又は季節供用の別。季節供用の場合にあつては，その供用期間
  - (4) 分譲型ホテル等の該当の有無。分譲型ホテル等にあつては，その種類（コンドホテル，会員制ホテル又は企業保養所の別）並びに特定の者が優先的に宿泊する仕組みの概要，一般の利用者の宿泊の機会を確保する仕組みの概要及び年間延べ宿泊可能客室数のうち一般の利用者の宿泊の機会が確保される年間延べ宿泊可能客室数が

占める割合

別記第 3 号様式中	「	公園施設の 管理又は経 営方法	受託者	を	「	公園施設の 管理又は経 営の方法	経営 方法	に改め、同様式
			供用期 間				料金 徴収	
			標準的 な額				供用 期間	
	」				」			

注 4 を次のように改める。

4 「公園施設の管理又は経営の方法」欄には、次の事項を記入すること。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては、直営又は委託の別、料金徴収の有無、通年供用又は季節供用の別に係る変更のみ記入すること。

- (1) 直営又は委託の別。委託する場合にあつては、受託者の氏名及び住所（受託者が法人の場合にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 料金徴収の有無。料金を徴収する場合にあつては標準的な額
- (3) 通年供用又は季節供用の別。季節供用の場合にあつてはその供用期間

別記第 3 号様式の次に次の 1 様式を加える。



第 3 号 様 式 の 2 (第 8 条 関 係)

年 月 日

鹿 児 島 県 知 事 殿

住所  
譲渡人  
氏名  
( 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 )

住所  
譲受人  
氏名  
( 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 )

譲渡承継による公園事業の承継承認申請書

が執行する 鹿 児 島 県 立 自 然 公 園 事業を承継したいので、県立  
自然公園条例第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

執行の認可を 受けた年月日 及び番号	年 月 日 第 号	
公園施設の種 類		
譲受人が行う 公園施設の管 理又は経営の 方法	経 営 方 法	直営 委託 (受託者 )
	料 金 徴 収	有 (標準的な額 ) 無
	供 用 期 間	通年 季節 (供用期間 )
	分譲型ホテル等	有 (種類・仕組み ) 無
譲渡しよう とする年月日	年 月 日	
譲渡する理由		
備 考		

注 1 県立自然公園条例施行規則第8条第2項に規定する書類のほか、次の書類を添付すること。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては、事業に必要な行政庁の許認可書に替えることができる。

- (1) 法人にあつては、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類 (設立後3年を経過していない法人にあつては、設立後の各事業年度に係るもの)
  - (2) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書並びに収入及び支出の総額及び内訳を明らかにした収支予算書
- 2 分譲型ホテル等 (県立自然公園条例施行規則第4条第3項第9号に規定する宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものを

いう。以下同じ。)の場合にあつては、同号に規定する書類として次の書類 (5), (6) についてはそのいずれかの書類) を添付すること。

- (1) 特定の者が優先的に宿泊する仕組みを明らかにした書類
  - (2) 一般の利用者の宿泊の機会を確保する仕組みを明らかにした書類
  - (3) 年間延べ宿泊可能客室数のうち一般の利用者の宿泊の機会が確保される年間延べ宿泊可能客室数が占める割合を明らかにした書類
  - (4) 分譲販売又は会員販売等の対象となる客室を明らかにした縮尺1,000分の1程度の各階平面図等の書類
  - (5) 公園施設が所在する地域の再活性化又は上質化に向けた取組内容を明らかにした書類
  - (6) 改築, 増築又は建替えを行う廃屋又は老朽化施設の敷地内の配置を明らかにした縮尺1,000分の1程度の配置図, 天然色写真及び登記事項証明書
- 3 申請文の「が執行する」の箇所には譲渡人である公園事業者の名称を, 「県立自然公園」の箇所には当該県立自然公園の名称を, 「事業」の箇所には県立自然公園条例施行規則第2条に規定する公園施設の名称を記入すること。
- 4 「執行の認可を受けた年月日及び番号」及び「公園施設の種類」欄には当該事業の執行の認可指令書(認定を受けた利用拠点整備改善計画の利用拠点整備改善事業に係るものにあつては, みなし認可の認可書)記載のものを記入すること。
- 5 「公園施設の種類」欄には, ○○線道路(車道), ○○宿舎等の公園事業の名称及び種類を記入すること。
- 6 「譲受人が行う公園施設の管理又は経営の方法」の各欄には, 次の事項を記入すること。ただし, 運輸施設に関する公園事業にあつては, 直営又は委託の別, 料金徴収の有無, 通年供用又は季節供用の別に係る変更のみ記入すること。
- (1) 直営又は委託の別。委託する場合にあつては, 受託者の氏名及び住所(受託者が法人の場合にあつては, 名称, 主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
  - (2) 料金徴収の有無。料金を徴収する場合にあつては, 標準的な額
  - (3) 通年供用又は季節供用の別。季節供用の場合にあつてはその供用期間
  - (4) 分譲型ホテル等の該当の有無。分譲型ホテル等にあつては, その種類(コンドホテル, 会員制ホテル又は企業保養所の別)並びに特定の者が優先的に宿泊する仕組みの概要, 一般の利用者の宿泊の機会を確保する仕組みの概要及び年間延べ宿泊可能客室数のうち一般の利用者の宿泊の機会が確保される年間延べ宿泊可能客室数が占める割合
- 7 「備考」欄には, 次の事項を記入すること。
- (1) 公園施設の敷地の所有関係及び使用の可否
  - (2) 当該公園事業の承継が他の法令の規定により行政庁の許可, 認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは, その手続の進捗状況
  - (3) 公園施設の通称がある場合, 又は通称を付す予定がある場合は, その通称
- 8 不要の文字は, 抹消すること。

別記第 4 号様式中「第 10 条第 1 項」を「第 10 条第 2 項」に改める。

別記第 5 号様式中「第 10 条第 2 項」を「第 10 条第 3 項」に，同様式注 4 中「進ちよく状況」を「進捗状況」に改める。

別記第 7 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第 7 号 様 式 の 2 (第 12 条 関 係)

年 月 日

鹿 児 島 県 知 事 殿

住所  
申 請 者  
氏 名  
〔 法 人 に あ つ て は , 主 た る 事 務 所 の  
所 在 地 , 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名 〕

利 用 拠 点 整 備 改 善 計 画 に 係 る 認 定 申 請 書

県 立 自 然 公 園 条 例 第 13 条 の 3 第 1 項 の 規 定 に よ り , 別 紙 の 計 画 に つ い て 認 定 を 申 請 し ま す 。

別記第 8 号様式の 2 注 8 の(1)中「進ちよく状況」を「進捗状況」に改め、同様式注 9 中「森林施業」を「学術研究その他公益上必要なもの、地域住民の日常生活の維持のために必要なもの、病虫害の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの又は測量のために行われるもの若しくは第 3 種特別地域において行われるものであつて森林施業」に改め、「なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。」を削る。

別記第 8 号様式の 4 注 1 中「，構造図」を削り、同様式注 10 の(1)中「進ちよく状況」を「進捗状況」に改める。

別記第 8 号様式の 8 注 1 中「，構造図」を削り、同様式注 5 の(1)中「進ちよく状況」を「進捗状況」に改める。

別記第 8 号様式の 9 注 1 中「，構造図」を削り、同様式注 8 の(1)中「進ちよく状況」を「進捗状況」に改める。

別記第 8 号様式の 10 注 1 中「，構造図」を削り、同様式注 7 の(1)中「進ちよく状況」を「進捗状況」に改める。

別記第 8 号様式の 12 注 1 中「，構造図」を削り、「第 4 号」を「同項第 4 号」に改め、同様式注 7 を次のように改める。

- 7 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採（樹種、本数、面積等）、支障となる動植物の除去等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入するとともに、特別地域内で採取した木竹以外の植物を再度植栽・は種する場合、場所等の詳細を記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

別記第 8 号様式の 12 注 8 の(1)中「進ちよく状況」を「進捗状況」に改める。

別記第 8 号様式の 15 注 1 中「，断面図及び構造図並びに第 4 号」を「及び断面図並びに同項第 4 号」に改め、同様式注 5 の(1)中「進ちよく状況」を「進捗状況」に改める。

別記第 9 号様式中「第 17 条第 137 号（第 20 条第 20 号）」を「第 17 条第 134 号（第 20 条第 19 号）」に改め、同様式注 7 の(1)中「進ちよく状況」を「進捗状況」に改める。

別記第 10 号様式の 4 注 1 中「，構造図」を削り、同様式注 8 の(1)中「進ちよく状況」を「進捗状況」に改める。

別記第 10 号様式の 5 注 1 中「，構造図」を削り、同様式注 10 の(1)中「進ちよく状況」を「進捗状況」に改める。

別記第 10 号様式の 6 注 1 中「，構造図」を削り、同様式注 7 の(1)中「進ちよく状況」を「進捗状況」に改める。

別記第 11 号様式の 3 注 1 中「，構造図」を削り、「第 4 号」を「同項第 4 号」に改め、同様式注 6 の(1)中「進ちよく状況」を「進捗状況」に改める。

別記第 13 号様式及び別記第 14 号様式を次のように改める。

第 13 号 様 式 ( 第 20 条 の 9 の 3 関 係 )

年 月 日

鹿 児 島 県 知 事 殿

住所  
申請者  
氏名  
〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

自然体験活動促進計画に係る認定申請書

県立自然公園条例第 28 条の 3 第 1 項の規定により、別紙の計画について認定を申請します。

第 14 号 様 式 (第 21 条 関 係)

(第 1 面)

第 号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名		<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: 80px; margin: 0 auto;">写 真</div>
氏 名		
生年月日	年 月 日生	
	年 月 日交付	
	年 月 日限り有効	
鹿児島県知事		印

(第 2 面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる県立自然公園条例の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある条項により立入検査等をする職権を有するものです。

県立自然公園条例の条項	該当の有無
県立自然公園条例第14条第1項	
県立自然公園条例第14条第2項	
県立自然公園条例第22条第2項	
県立自然公園条例第24条第2項	
県立自然公園条例第28条の6第1項	
県立自然公園条例第41条第1項	

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
- 3 裏面には、参照条文を記載することができる。

---

別記第15号様式及び別記第16号様式を削り，別記第17号様式を別記第15号様式とする。

附 則

- 1 この規則は，令和6年6月1日から施行する。ただし，第17条第10号，第59号及び第69号の改正規定は，同年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の県立自然公園条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は，当分の間，必要な調整をして使用することができる。